

○北見市交通安全指導員協議会設置条例施行規則

(令和2年4月1日規則第21号)

北見市交通安全指導員設置条例施行規則(平成18年規則第139号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 北見市交通安全指導員協議会設置条例(平成18年条例第124号。以下「条例」という。)の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支部長等の職務)

第2条 支部長は、各支部を代表し、その活動を統括する。

2 副支部長は、支部等を補佐し、支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長が指名した副支部長がその職務を代理する。

(班の設置)

第3条 支部に必要な応じて班を置くことができる。

2 班に班長を置く。

3 班長は、班内の連絡調整に当たる。

(指導員の資格)

第4条 指導員の資格は次の各号に掲げるものとし、その人数は当該各号に定める数とする。

(1) 北見自治区内に住所を有する見識者 55人以内

(2) 端野自治区内に住所を有する見識者 14人以内

(3) 常呂自治区内に住所を有する見識者 20人以内

(4) 留辺蘂自治区内に住所を有する見識者 30人以内

(会議の構成)

第5条 条例第5条第2項の規則で定める指導員は、会長、副会長、支部長又は副支部長の職務を行う指導員とする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局を市民環境部に置く。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。